

改正

平成14年10月 1 日要綱第29号
平成15年 7 月 1 日要綱第11号の 1
平成16年 9 月22日要綱第11号
平成18年 3 月31日要綱第 8 号
平成19年12月28日要綱第22号
平成23年 3 月18日告示第 6 号
平成25年 3 月18日告示第32号
平成27年 3 月31日告示第21号の 1
平成28年 3 月31日告示第28号
平成30年 6 月26日告示第46号
平成31年 2 月15日告示第 5 号
令和 2 年 4 月 9 日告示第50号
令和 4 年 3 月30日告示第27号
令和 4 年 7 月19日告示第72号

菰野町条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、菰野町が発注する条件付一般競争入札（普通財産及び物品の売払いに係る一般競争入札を除く。以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図るとともに適正な契約の履行に資することを目的とする。

(対象工事及び資格要件)

第 2 条 一般競争入札の対象工事及び参加できる者の資格条件は、菰野町条件付一般競争入札による建設工事発注基準（平成14年告示第22号の 1）により定める。ただし、これに該当しない場合は、町長が菰野町競争入札参加資格審査会に諮り、決定するものとする。

(入札の公告)

第 3 条 一般競争入札に付する工事は、菰野町契約規則（平成18年規則第 7 号）第 3 条の規定に基づき公告する。

2 前項の公告（以下「入札公告」という。）は、条件付一般競争入札標準公告例（第 1 号様式）

によるものとする。

(参加資格)

第4条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 菰野町契約規則第4条に規定する菰野町競争入札参加資格者名簿に登録されている者（建設工事においては、当該工事に対応する工種に登録されている者）であること。
- (3) 町が入札公告の際に提示した条件等に適合する者であること。
- (4) 入札公告から入札時までの期間において、菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成20年要綱第7－1号）に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (5) 町税、社会保険料等を滞納していないこと（納税証明書等が未提出のため、滞納していないことが確認できない場合を含む。）。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされているなど（手続開始の決定を受けた後、菰野町の入札参加資格に係る再審査により資格を有すると認めた者を除く。）、経営状態が不健全であると認められないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年要綱第5号）別表第1のいずれかに該当すると認められないこと。
- (9) 同一入札の参加業者間において、資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
- (10) 建設工事に係る一般競争入札においては、当該工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同企業体である場合においては、当該設計共同企業体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 建設工事に係る一般競争入札においては、当該工事に対応する工種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者であること。
- (12) 建設工事に係る一般競争入札においては、配置を予定する現場代理人、主任技術者、監理技術者等が適正に確保できている者であること。
- (13) 以下に定める社会保険等の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(14) その他建設業法等の法令・規則等に違反していないこと。

（技術資料の提出等）

第5条 建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者は、指定した期日までに指定の方法により、配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届（第2号様式）等必要書類を提出しなければならない。

2 入札公告において類似工事の実績を求めた工事については、必要書類等提出の際、別に定める施工実績調書を提出しなければならない。

（設計図書等の閲覧）

第6条 閲覧希望者は、入札公告の日から入札前日までの期間において財務課で閲覧できることとする。閲覧できる時間は、執務時間内とする。

2 設計図書等に対する質問等は、指定した期日までに書面により行わなければならない。なお、質問の回答は、提出者宛に定めた期日までに書面又はファックスで回答するものとする。

（現場説明会）

第7条 現場説明会は、原則として行わないこととする。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、事前に入札公告において明らかにするものとする。

（参加資格の確認）

第8条 町長は、提出書類の内容及び資格条件等について審査し、参加資格の有無について決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、不適格と認められた者を除き入札に参加できるようにしなければならない。

（入札保証金及び契約保証金）

第9条 入札保証金は、特に指定がない限り、これを免除するものとする。

2 契約保証金は、菰野町契約規則に定める契約保証金を納めなければならない。

（入札の方法）

第10条 入札書は、町指定様式を使用すること。ただし、入札公告において特に指定がある場合はこの限りでない。

2 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満切捨て）をもって落札とするため、入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消

費税相当額を減算した金額を入札書に記載すること。

3 入札方法を郵便による入札と指定した場合は、菰野町郵便による一般競争入札実施要領（平成14年要綱第27号）に定めるところによる。

4 入札方法を電子入札と指定した場合は、菰野町電子入札実施要領（平成30年告示第6号）に定めるところによる。

（開札の立会い）

第11条 前条第3項の規定により郵便による入札を実施する際の開札の立会人は、当該入札の参加者の中から立会いを希望する者が立会うこととする。なお、立会人が欠席又は立会いの希望者がいない場合については、当該入札に関係のない職員が立会うこととする。

2 建設工事に係る一般競争入札の場合、立会いを希望する者は、配置予定技術者届兼入札（開札）立会人届（第2号様式）により届出するものとする。

（入札の無効）

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。

- （1） 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- （2） 入札者が同一事項の入札に対して2以上の入札をしたとき。
- （3） 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
- （4） 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- （5） 入札者が、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をしたとき。
- （6） 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき、又は入札書が指定の期間に指定の場所に指定の方法で到着しないとき。
- （7） 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたとき。
- （8） その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反、又はあらかじめ指定した無効条件に該当したとき。

2 次の各号のいずれかに該当すると判断できる場合で、錯誤であることが判明したときは、その者の入札は無効とする。

- （1） 桁誤り
- （2） 単位誤り（単価と総量、数量）

（入札の失格）

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。

- (1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者
 - (2) 入札金額が、前回の入札における最低価格と同額以上の入札をした者
 - (3) 予定価格事前公表対象工事については、その予定価格より高い金額で入札をした者
- (見積内訳書の提出)

第14条 建設工事に係る一般競争入札又は見積内訳書提出の指示がある場合においては、見積内訳書を提出しなければならない。

(指名競争入札への準用)

第15条 指名競争入札を実施する場合は、第2条、第3条、第5条第1項、第6条及び第11条を除き、「一般競争入札」を「指名競争入札」に、「入札公告」を「指名通知」と読み替えてこの告示を準用するものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 菰野町における条件付一般競争入札の実施要綱（平成10年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成14年10月1日要綱第29号）

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日要綱第11号の1）

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成16年9月22日要綱第11号）

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日要綱第8号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月28日要綱第22号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日告示第6号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日告示第32号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第21号の1）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第28号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月26日告示第46号）

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日告示第5号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月9日告示第50号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第27号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

[illegible]

- (5) 封筒は財務課で配付するため、町指定の郵便入札専用封筒（以下「専用封筒」という。）を必ず使用すること。専用封筒以外を使用した場合は無効とする。
- (6) 入札書を郵送する際、入札書を入札参加者が準備する封筒（以下「内封筒」という。）に封入すること。配置予定技術者届、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守する旨の誓約書、経営事項審査結果通知書写し（告示日現在において、審査基準日から1年7ヶ月を経過していないこと。）を内封筒と共に専用封筒に入れ郵送すること。
- (7) 入札金額については消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額（千円止め）を入札書に記載すること。
- (8) 工事費見積内訳書を提出すること。（内封筒に、入札書とともに封入すること。）
- (9) 設計図書を購入すること。（販売店発行の納品書、領収書、請求書のいずれかの写しを外封筒に入れること。）

11. 入札（開札）の日時及び場所

- (1) 入札（開札）日時：〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時〇〇分
- (2) 入札（開札）場所：菰野町役場 3階 304会議室
- (3) 入札（開札）立会人：開札の際、別に設けた基準により入札参加者より3者を選定し、入札（開札）立会人とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除とする。契約保証金は、菰野町契約規則に定めるところによる。

13. 支払い条件

菰野町会計規則（昭和40年規則第1号）及び菰野町契約規則による。

14. 最低制限価格

最低制限価格を次の範囲で定めるので、その価格を下回った者は無効とする。
 ※予定価格の83.00%から84.99%の範囲で開札当日くじにより決定する。
 ※すべての入札参加者が落札外となった場合は、公表した最低制限価格の率のうち最小の率で算出した価格をもって、最低制限価格とする。

15. その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札書の金額、印影、若しくは重要な文字の誤脱、又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札をしたときは無効とする。
- (3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 談合情報があったときは入札談合等情報対応マニュアルに基づき対応する。その際、入札を中止するか、又は、入札の直前にくじを行い入札に参加できる者の数を減ずる場合がある。
- (5) 前号の談合情報を調査必要と判断した場合には、辞退届は受理しない、入札書等は返却しない。
- (6) 契約締結後、談合等の違法行為が確認された場合は、受注業者に対し損害賠償金として諸賃金額の10分の2に相当する額の支払を求める。
- (7) 本公告の他、関係法令及び菰野町条件付一般競争入札実施要綱・一般競争入札による建設工事発注基準・菰野町郵便による一般競争入札実施要領等により行う。
- (8) 本工事の契約は、町議会議決後締結するものとする。

第2号様式（第5条関係）

配置予定技術者届兼
入札(開札)立会人届

年 月 日

菰野町長 宛て

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記建設工事の入札に当たり、一般競争入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する予定の技術者を届け出ます。なお、下記の者で専任又は常駐を要する技術者については、他の工事（下請工事を含む）等の技術者には配置していません。

また、入札(開札)の立会人を届け出ます。

公 告 日	年 月 日	公告番号	
工 事 名			
工 事 場 所	菰野町 地内		
【 配 置 予 定 技 術 者 】			
現場代理人	氏名		
主任(監理)技術者 資格(取得年月日/番号)	1. 主任技術者		2. 監理技術者
	氏名		
	資格 (年 月 日 / No.)		
その他の技術者 資格(取得年月日/番号)	氏名		
	資格 (年 月 日 / No.)		
現場代理人 (予備)	氏名		
主任(監理)技術者 (予備) 資格(取得年月日/番号)	1. 主任技術者		2. 監理技術者
	氏名		
	資格 (年 月 日 / No.)		
その他の技術者 (予備) 資格(取得年月日/番号)	氏名		
	資格 (年 月 日 / No.)		

入札(開札)立会人を (届け出ます。 届け出ません。)

入札(開札)立会	氏名
----------	----

※ 町内業者にあつては、菰野町へ登録済みの技術者とする。

※ 町内業者以外の者にあつては、技術者の資格者証の写し及び雇用関係を証するもの（社会保険・雇用保険の写し等）を添付すること。

※ 主任(監理)技術者欄については、何れかに ○ すること。

※ 現場代理人と各配置予定技術者は兼ねることができる。

※ その他の技術者欄には、入札公告において特に指定した場合記入すること。

※ 各配置予定技術者にあつては、届出者と正規の雇用関係にある者の中から選ぶこと。

※ 入札(開札)立会人は、立会いを希望する方は届け出ること。